

埼玉県立進修館高等学校 部活動に係る活動方針

□「埼玉県の部活動の在り方に関する方針(平成30年7月)」に基づき、本校の現状や各部活動の特性を踏まえた上で、以下のとおり本校の部活動の活動方針を定めるものとする。

目指す学校像

「進徳修業」の精神に基づき、知・徳・体の調和のとれた人材を育成し、明るく活力にあふれ、地域から信頼される学校

◆ 活動の基本方針

目指す学校像にある「知・徳・体の調和のとれた人材」を育成するため、学業と部活動との両立を図るとともに、生徒に活躍の場を与えることで自信を持たせ、明るく活力にあふれた学校生活を送らせる。

◆ 指導体制の整備について

- 各顧問が計画的で効果的な部活動の実践を図るため、年間・月間の活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出する。
- 各顧問は、保護者の理解と協力を前提に各種計画を作成し、生徒及び保護者に公表する。
- 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- 各部とも複数顧問制による指導体制を整える。

◆ 具体的な活動の進め方について

- 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- 体罰やハラスメントが絶対に起こらないように職員研修を実施する。
- 部活動活性化委員会を通して、定期的に情報交換を行う。
- 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問は、管理職、担任、養護教諭等との連携を図る。
- 教職員・部員が参加する心肺蘇生法や AED 使用の研修を実施する。
- 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内外の研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- 部活動費用(部費など)を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

◆ 適切な休養日の設定について

- 学期中の平日は、原則として週に1日以上休養日を設定する。
- 土日等の休業日は、原則として週に1日以上休養日を設定する。ただし、各部活動の特性や大会等を考慮して、年間で休養日の数を調整するなど柔軟に対応する。
- 定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は原則として禁止とする。ただし、大会等直前の場合は、顧問は管理職の了解を得た上で、部活動で勉強した後1時間程度の練習を認める。
- 平日の活動時間の上限は19時までとし、部活動終了後は速やかに帰宅させる。
- 土日等の休業日の活動時間の上限は、午前か午後の半日までとする。ただし、休業日の公式戦・練習試合等についてはこの限りではない。その場合、顧問は後日休養日が取れるよう努める。
- 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、顧問が連続した休養期間を設定する。
- 顧問と生徒間で各種大会やコンクール等を精査し、負担軽減を図る。
- ふれあいデー(毎月21日)は、部活動の終了時刻を繰り上げ、定時退勤するよう努める。ただし、大会直前等で取得が困難な場合は後日振り替える。